

2025年5月21日

各位

「山形銀行<やまぎん>インターネットバンキング利用規定」の改定のお知らせ

株式会社 山形銀行

当行は、2025年5月25日（日）より、個人のお客さま向けにご提供しております<やまぎん>インターネットバンキング「ネットバンク」（以下「ネットバンク」といいます）について、セキュリティ強化および利便性向上等を目的として各種対応を行います。

これに伴い、「山形銀行<やまぎん>インターネットバンキング利用規定」（以下「ネットバンク利用規定」といいます）の改定を行います。なお、改定後の規定は、改定前からお取り引きいただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

1. 主な対応内容

- (1) ログオン時の認証項目の見直し
- (2) トークンアプリによる取引確認認証・届出電話番号認証の導入
- (3) 新規振込先への振込（当日扱い）の振込限度額新設

2. 改定内容

ネットバンク利用規定の改定内容は、別紙新旧対照表をご確認ください。

3. 改定日

2025年5月25日（日）

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 事務企画・管理グループ

TEL 023-634-7048

【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除きます）

山形銀行<やまぎん>インターネットバンキング利用規定の改定内容（新旧対照表）

変更後	変更前
<p>1. <やまぎん> インターネットバンキング (省略)</p> <p>2. 利用の申込</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) パスワード等の届出</p> <p>① 契約者はあらかじめ、「ログオンパスワード」を申込書により届出するものとします。</p> <p>② 当行は「契約者番号」および都度指定される「確認パスワード」の入力時に必要な本人確認番号を「<やまぎん> インターネットバンキングご利用カード」（以下「ご利用カード」といいます。）に記載します。</p> <p>③ 契約者は、本サービスの初回利用時に、端末の表示に従い追加認証用質問の回答を設定するものとします。なお、設定した回答は変更することはできません。</p> <p>④ 万が一、ご利用カードを紛失した場合や、「ログオンパスワード」、「追加認証用質問の回答」を失念または漏洩した場合は、契約者は速やかに当行へ届出するものとします。この届出があった場合には、当行は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当行への届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。<u>本サービスの取扱を再開する場合は当行所定の方法にてパスワードの変更を行ってください。</u></p> <p>⑤ 契約者は、書面による届出または端末からの操作により「ログオンパスワード」を随時変更することができます。</p> <p><u>(ア) 書面によりログオンパスワードを変更する場合は、変更後のログオンパスワードなど当行が指定する必要事項を記入のうえ、当行制定の書面により当行に届出するものとします。</u></p> <p><u>(イ) 端末から「ログオンパスワード」を変更する場合は、当行が指定する方法により変更前および変更後の「ログオンパスワード」を当行に送信し、当行が受信した変更前の「ログオンパスワード」と当行が保有している最新の「ログオンパスワード」が一致</u></p>	<p>1. <やまぎん> インターネットバンキング (省略)</p> <p>2. 利用の申込</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) パスワード等の届出</p> <p>① 契約者はあらかじめ、「ログオンパスワード」を申込書により届出するものとします。</p> <p>② 当行は「契約者番号」および都度指定される「確認パスワード」の入力時に必要な本人確認番号を「<やまぎん> インターネットバンキングご利用カード」（以下「ご利用カード」といいます。）に記載し、契約者の届出住所宛に郵送することにより通知します。</p> <p>③ 契約者は、本サービスの初回利用時に、端末の表示に従い追加認証用質問の回答を設定するものとします。なお、設定した回答は変更することはできません。</p> <p>④ 万が一、ご利用カードを紛失した場合や、「ログオンパスワード」、「追加認証用質問の回答」を失念または漏洩した場合は、契約者は速やかに当行制定の書面により当行へ届出するものとします。この届出があった場合には、当行は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当行への届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>⑤ 契約者は、書面による届出または端末からの操作により「ログオンパスワード」を随時変更することができます。端末から「ログオンパスワード」を変更する場合は、当行が指定する方法により変更前および変更後の「ログオンパスワード」を当行に送信し、当行が受信した変更前の「ログオンパスワード」と当行が保有している最新の「ログオンパスワード」が一致した場合には、当行は契約者からの正式な届出として「ログオンパスワード」の変更を行います。</p>

した場合には、当行は契約者からの正式な届出として「ログオンパスワード」の変更を行います。

- ⑥ セキュリティ確保のための「ログオンパスワード」は一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。

(3) トークンアプリの利用

- ① トークンアプリとは「取引認証」にかかる画面表示をするパスワード等生成機で、スマートフォンに専用アプリをダウンロードして使用します。
- ② 取引認証とは、トークンアプリ（スマートフォン）画面上に取引内容を表示し、契約者の取引意思を確認する認証をいいます。
- ③ 振込・料金払込サービスを利用する契約者は、サービス画面上からの操作によりトークンアプリを申込み、取引認証を利用することに同意します。
- ④ スマートフォンの紛失、盗難、その他の理由により、トークンアプリを他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、契約者は速やかにネットバンクの利用を停止する措置を取るものとします。

(4) 電子メールアドレスの登録

契約者は、初回ログオン時には後記14による電子メール通知サービスに用いる電子メールアドレスを登録するものとします（電子メールアドレスは2つまで登録可能）。

- ⑥ セキュリティ確保のための「ログオンパスワード」は一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。

(3) (新設)

(4) (新設)

変更後	変更前
<p>3. 本人確認</p> <p>(1) 当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号<u>または代表口座の店番号と口座番号</u>、および「ログオンパスワード」と、あらかじめ当行に登録された契約者番号<u>または代表口座の店番号と口座番号</u>、および「ログオンパスワード」の一致を確認することにより本人確認を行います。</p> <p>また、一部のサービスについては、上記の「ログオンパスワード」の確認とあわせて、都度指定される「確認パスワード」の入力をうけ、指定番号との一致を確認する<u>か、届出のメールアドレスあてに通知したメールパスワード、届出電話番号、その他当行所定の番号等との一致、トークンアプリによる取引確認認証</u>を確認することにより、本人確認を行います。</p> <p>(2) 上記(1)の本人確認を適正に実施したうへは、契約者番号<u>または代表口座の店番号と口座番号</u>、および「ログオンパスワード」、「確認パスワード」、<u>トークンアプリ等</u>につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。したがって、「ログオンパスワード」、ご利用カード記載の契約者番号および本人確認番号、<u>通帳・キャッシュカード等の店番号および口座番号が記載されたもの</u>は、ご本人以外に知られないよう契約者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員が<u>ログオンパスワード等</u>の内容を尋ねることはありません。</p> <p>このため、契約者以外の方がご利用カードや<u>トークンアプリ</u>の貸与を受けるなどの方法で本サービスを利用することは、できないものとします。</p> <p>(3) 当行は、契約者の本サービスの利用方法が当行所定の条件と合致した場合、上記2.(2)③で設定した追加認証用質問の回答の入力を求める場合があります。</p> <p>(4) 契約者が、当行に登録された「ログオンパスワード」または都度指定される「確認パスワード」または追加認証用質問の回答を、当行所定の回数連続して誤って入力した場合、当該契約者の本サービスの利用を停止します。</p> <p>3-2. 電子決済等代行業者のサービスの利用 (省略)</p>	<p>3. 本人確認</p> <p>(1) 当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号および「ログオンパスワード」とあらかじめ当行に登録された契約者番号および「ログオンパスワード」の一致を確認することにより本人確認を行います。</p> <p>また、一部のサービスについては、上記「ログオンパスワード」の確認とあわせて、都度指定される「確認パスワード」の入力をうけ、指定番号との一致を確認することにより、本人確認を行います。</p> <p>(2) 上記(1)の本人確認を適正に実施したうへは、契約者番号、「ログオンパスワード」および「確認パスワード」につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。したがって、「ログオンパスワード」、ご利用カード記載の契約者番号および本人確認番号は、ご本人以外に知られないよう契約者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員が<u>これらの</u>内容を尋ねることはありません。</p> <p>このため、契約者以外の方がご利用カードの貸与を受けるなどの方法で本サービスを利用することは、できないものとします。</p> <p>(3) 当行は、契約者の本サービスの利用方法が当行所定の条件と合致した場合、上記2.(2)③で設定した追加認証用質問の回答の入力を求める場合があります。</p> <p>(4) 契約者が、当行に登録された「ログオンパスワード」または都度指定される「確認パスワード」または追加認証用質問の回答を、当行所定の回数連続して誤って入力した場合、当該契約者の本サービスの利用を停止します。</p> <p>3-2. 電子決済等代行業者のサービスの利用 (省略)</p>

変更後	変更前
<p>4. トークンアプリの発行・再発行</p> <p>(1) 契約者が、所定の方法によりトークンアプリをダウンロードするものとします。</p> <p>(2) 契約者が、スマートフォンの買い替え、トークンアプリのアンインストール等を行った場合に、トークンアプリの利用を希望するときには、再度所定の方法によりトークンアプリをダウンロードするものとします。</p> <p>5. 本サービスの依頼方法</p> <p>(1) 依頼の方法 当行が、前記3.(1)により契約者本人であることを確認した後、契約者は本サービスに必要な事項を当行が指定する方法により正確に当行宛送信するものとします。</p> <p>(2) 依頼内容の確定 当行は、契約者からの依頼内容を契約者が依頼のために用いた端末に加えて、一部取引についてはトークンアプリにも表示しますので、契約者はその内容が正しい場合には、当行の指定する方法により確認した旨送信するものとし、当行がそれを確認したことにより、本サービスの依頼が確定したものとします。</p> <p>(3) 依頼内容の確認</p> <p>① 依頼内容および処理結果について資金の移動を伴う場合は、受付完了確認画面・依頼内容照会機能、通帳等への記帳等により、契約者の責任においてその取引内容を照合してください。万が一、取引内容に相違がある場合は、ただちにその旨を当行取引店に連絡してください。</p> <p>② 依頼内容等について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。</p> <p>6. 照会サービス (省略)</p>	<p>4. (新設)</p> <p>4. 本サービスの依頼方法</p> <p>(1) 依頼の方法 当行が、前記3.(1)により契約者本人であることを確認した後、契約者は本サービスに必要な事項を当行が指定する方法により正確に当行宛送信するものとします。</p> <p>(2) 依頼内容の確定 当行は、契約者からの依頼内容を契約者が依頼のために用いた端末に表示しますので、契約者はその内容が正しい場合には、当行の指定する方法により確認した旨送信するものとし、当行がそれを確認したことにより、本サービスの依頼が確定したものとします。</p> <p>(3) 依頼内容の確認</p> <p>① 依頼内容および処理結果について資金の移動を伴う場合は、受付完了確認画面・依頼内容照会機能、通帳等への記帳等により、契約者の責任においてその取引内容を照合してください。万が一、取引内容に相違がある場合は、ただちにその旨を当行取引店に連絡してください。</p> <p>② 依頼内容等について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。</p> <p>5. 照会サービス (省略)</p>

変更後	変更前
<p>7. 振込・振替サービス</p> <p>振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込・振替およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。</p> <p>(1) 振込サービス</p> <p>① (省略)</p> <p>② 振込限度額</p> <p>ア. 振込サービスによる1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内で、申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。</p> <p><u>イ. 新規振込先への当日扱い(操作日を振込指定日とした)振込は、新規先合計で1日あたり50万円を振込限度額とします。上記ア.による振込限度額が50万円未満の場合は、その範囲内とします。</u></p> <p>ウ. 振込限度額は、後記8.(2)に記載の払込限度額と同一とします。</p> <p>エ. 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。なお、変更する場合は当行所定の方法により行ってください。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 振込手続</p> <p>当行は、前記5.(2)により依頼内容が確定した場合は、振込指定日に振込資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに振込資金および振込手数料を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続を行います。</p> <p>(2) 振替サービス</p> <p>① 振替サービスの内容</p> <p>振替サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金、貯蓄預金またはカードローン口座(以下「振替資金支払指定口座」といいます。)から振替資金を払出しのうえ、他のご利用口座(以下「振替資金入金指定口座」といいます。)宛に振替手続を行うサービスです。</p> <p>ただし、定期預金の預入れ・引出しは、後記9.「定期預金受付サービス」によります。</p> <p>② (省略)</p>	<p>6. 振込・振替サービス</p> <p>振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込・振替およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。</p> <p>(1) 振込サービス</p> <p>① (省略)</p> <p>② 振込限度額</p> <p>ア. 振込サービスによる1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内で、申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。</p> <p>イ. (新設)</p> <p>イ. 振込限度額は、後記7.(2)に記載の払込限度額と同一とします。</p> <p>ウ. 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。なお、変更する場合は当行所定の方法により行ってください。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 振込手続</p> <p>当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、振込指定日に振込資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに振込資金および振込手数料を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続を行います。</p> <p>(2) 振替サービス</p> <p>① 振替サービスの内容</p> <p>振替サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金、貯蓄預金またはカードローン口座(以下「振替資金支払指定口座」といいます。)から振替資金を払出しのうえ、他のご利用口座(以下「振替資金入金指定口座」といいます。)宛に振替手続を行うサービスです。</p> <p>ただし、定期預金の預入れ・引出しは、後記8.「定期預金受付サービス」によります。</p> <p>② (省略)</p>

③ 振替手続

当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、振替指定日に振替資金を振替資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続を行います。

(3)、(4) (省略)

(5) 依頼内容の変更・取消・組戻し

前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、振込・振替指定日の当日 AM8:00 までに限り、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。

また、当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から振込資金支払指定口座店に当行所定の依頼書の提出を受けたくうで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料は返却しないものとします。

8. 料金払込サービス<Pay-easy (ペイジー)>

(1) (省略)

(2) 払込限度額

① 料金払込サービス<Pay-easy (ペイジー)>による1日あたりの払込金額は、当行所定の金額の範囲内で、申込書によりあらかじめ契約者が届出た払込限度額の範囲内とします。

② 払込限度額は、前記 7. (1) に記載の振込限度額と同一とします。

③ 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た払込限度額を変更できるものとします。なお、変更する場合は当行所定の方法により行ってください。

(3) 払込手続

当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、即時に払込資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに払込資金を払込資金支払指定口座から払出しのうえ、収納機関宛に払込手続を行います。

(4) (省略)

(5) 依頼内容の変更・取消

③ 振替手続

当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、振替指定日に振替資金を振替資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続を行います。

(3)、(4) (省略)

(5) 依頼内容の変更・取消・組戻し

前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、振込・振替指定日の当日 AM8:00 までに限り、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。

また、当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から振込資金支払指定口座店に当行所定の依頼書の提出を受けたくうで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料は返却しないものとします。

7. 料金払込サービス<Pay-easy (ペイジー)>

(1) (省略)

(2) 払込限度額

① 料金払込サービス<Pay-easy (ペイジー)>による1日あたりの払込金額は、当行所定の金額の範囲内で、申込書によりあらかじめ契約者が届出た払込限度額の範囲内とします。

② 払込限度額は、前記 6. (1) に記載の振込限度額と同一とします。

③ 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た払込限度額を変更できるものとします。なお、変更する場合は当行所定の方法により行ってください。

(3) 払込手続

当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、即時に払込資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに払込資金を払込資金支払指定口座から払出しのうえ、収納機関宛に払込手続を行います。

(4) (省略)

(5) 依頼内容の変更・取消

- ① 前記5. (2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。
- ② 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込について、取消となる場合があります。
- ③ 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

(6) (省略)

9. 定期預金受付サービス

(省略)

(1) 定期預金預入受付サービス

- ①、② (省略)
- ③ 預入手続

当行は、前記5. (2)により依頼内容が確定した場合は、預入日に、預入資金を預入資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに預入資金支払指定口座から払出しのうえ、預入資金入金指定口座宛に預入手続を行います。

- ④ (省略)
- ⑤ 依頼内容の変更・取消

前記5. (2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

(2) 定期預金引出受付サービス

- ①、② (省略)
- ③ 引出手続

ア. 通帳口定期預金

当行は、前記5. (2)により依頼内容が確定した場合は、引出日に契約者の指定する定期預金を定期預金規定にかかわらず定期預金通帳、払戻請求書の提出なしに解約し、元利金を契約者の指定するご利用口座（以下「引出金入金口座」といいます。）へ入金します。

イ. 積立型定期預金および財産形成定期預金（一般財形預金）

- ① 前記4. (2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。
- ② 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込について、取消となる場合があります。
- ③ 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

(6) (省略)

8. 定期預金受付サービス

(省略)

(1) 定期預金預入受付サービス

- ①、② (省略)
- ③ 預入手続

当行は、前記4. (2)により依頼内容が確定した場合は、預入日に、預入資金を預入資金支払指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしに預入資金支払指定口座から払出しのうえ、預入資金入金指定口座宛に預入手続を行います。

- ④ (省略)
- ⑤ 依頼内容の変更・取消

前記4. (2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

(2) 定期預金引出受付サービス

- ①、② (省略)
- ③ 引出手続

ア. 通帳口定期預金

当行は、前記4. (2)により依頼内容が確定した場合は、引出日に契約者の指定する定期預金を定期預金規定にかかわらず定期預金通帳、払戻請求書の提出なしに解約し、元利金を契約者の指定するご利用口座（以下「引出金入金口座」といいます。）へ入金します。

イ. 積立型定期預金および財産形成定期預金（一般財形預金）

当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、引出日に契約者の指定する積立型定期から一部引出金額を積立型定期預金規定、財産形成定期預金規定にかかわらず積立型定期預金通帳、財形預金ご契約の証、払戻請求書の提出なしに引出し、引出金入金口座へ入金します。

④ (省略)

⑤ 依頼内容の変更・取消

前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

10. 投資信託受付サービス

(1)、(2) (省略)

(3) 購入手続

① (省略)

② 当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、原則として依頼日（当行所定の時限以降または営業日以外に受付けた場合は翌営業日）に資金を普通預金・貯蓄預金の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしにご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金（以下「支払指定口座」といいます。）から購入代金を払出しのうえ、購入手続を行います。

(4) 解約等手続

① (省略)

② 当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、原則として各投資信託の目論見書に定める受渡日に、解約等代金を投資信託口座の指定預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に入金します。

なお、金額指定による解約等の注文で解約等指定金額が投資信託を全部解約等した金額を超える場合は、全部解約等として取扱います。

(5)、(6)、(7)、(8) (省略)

(9) 依頼内容の変更・取消

前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更、取消は原則としてできないものとします。ただし、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて

当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、引出日に契約者の指定する積立型定期から一部引出金額を積立型定期預金規定、財産形成定期預金規定にかかわらず積立型定期預金通帳、財形預金ご契約の証、払戻請求書の提出なしに引出し、引出金入金口座へ入金します。

④ (省略)

⑤ 依頼内容の変更・取消

前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

9. 投資信託受付サービス

(1)、(2) (省略)

(3) 購入手続

① (省略)

② 当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、原則として依頼日（当行所定の時限以降または営業日以外に受付けた場合は翌営業日）に資金を普通預金・貯蓄預金の取引に関する諸規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出なしにご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金（以下「支払指定口座」といいます。）から購入代金を払出しのうえ、購入手続を行います。

(4) 解約等手続

① (省略)

② 当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、原則として各投資信託の目論見書に定める受渡日に、解約等代金を投資信託口座の指定預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に入金します。

なお、金額指定による解約等の注文で解約等指定金額が投資信託を全部解約等した金額を超える場合は、全部解約等として取扱います。

(5)、(6)、(7)、(8) (省略)

(9) 依頼内容の変更・取消

前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更、取消は原則としてできないものとします。ただし、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて

当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。

11. 氏名・住所変更受付サービス

(1) (省略)

(2) 氏名・住所変更手続

- ① 当行は前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、契約者の当行取引店にて氏名・住所変更の手続を行います。この場合、当行は契約者ご本人の口座について全て変更します。

なお、依頼の受付から当行の手続完了までは1週間程度かかるものとなりますが、諸般の事情によってはこの限りではありません。

② (省略)

当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。

10. 氏名・住所変更受付サービス

(1) (省略)

(2) 氏名・住所変更手続

- ① 当行は前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、契約者の当行取引店にて氏名・住所変更の手続を行います。この場合、当行は契約者ご本人の口座について全て変更します。

なお、依頼の受付から当行の手続完了までは1週間程度かかるものとなりますが、諸般の事情によってはこの限りではありません。

② (省略)

変更後	変更前
<p>12. 預金口座振替受付サービス</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 収納機関への届出</p> <p>当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、契約者からの依頼にもとづき当行が収納機関へ届出ます。なお、収納機関による預金口座振替の開始時期は、収納機関の手続完了後とします。</p> <p>13. ローンサービス</p> <p>(省略)</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 一部繰上返済サービス</p> <p>①、② (省略)</p> <p>③ 一部繰上返済手続</p> <p>一部繰上返済にあたっては、ローン契約書（これに付帯する契約書・特約書等があるときは、それらを含め、以下「原契約」といいます。）にもとづき、契約者が当行からお借入れのローンの借入条件について、契約者が指定した変更依頼内容および当行の承認により、変更手続を行います。</p> <p>一部繰上返済による契約の変更については、原契約の定めにかかわらず、別途変更契約書等の締結は行いません。契約変更の効力は、当行において一部繰上返済の手続きが完了した日に生じるものとします。また、変更内容・手続結果については、「状況照会」画面で確認するものとします。</p> <p>一部繰上返済手続は原則として申込日当日に行いますが、当行所定の時限以降または営業日以外に受付けた返済申込は、翌営業日に手続を行います。このため、店頭受付の返済手続とは異なる場合があります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。</p> <p>当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合、原則として繰上返済日に普通預金・貯蓄預金の取引に関する諸規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提</p>	<p>11. 預金口座振替受付サービス</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 収納機関への届出</p> <p>当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、契約者からの依頼にもとづき当行が収納機関へ届出ます。なお、収納機関による預金口座振替の開始時期は、収納機関の手続完了後とします。</p> <p>12. ローンサービス</p> <p>(省略)</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 一部繰上返済サービス</p> <p>①、② (省略)</p> <p>③ 一部繰上返済手続</p> <p>一部繰上返済にあたっては、ローン契約書（これに付帯する契約書・特約書等があるときは、それらを含め、以下「原契約」といいます。）にもとづき、契約者が当行からお借入れのローンの借入条件について、契約者が指定した変更依頼内容および当行の承認により、変更手続を行います。</p> <p>一部繰上返済による契約の変更については、原契約の定めにかかわらず、別途変更契約書等の締結は行いません。契約変更の効力は、当行において一部繰上返済の手続きが完了した日に生じるものとします。また、変更内容・手続結果については、「状況照会」画面で確認するものとします。</p> <p>一部繰上返済手続は原則として申込日当日に行いますが、当行所定の時限以降または営業日以外に受付けた返済申込は、翌営業日に手続を行います。このため、店頭受付の返済手続とは異なる場合があります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。</p> <p>当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合、原則として繰上返済日に普通預金・貯蓄預金の取引に関する諸規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提</p>

出なしに一部繰上返済資金・所定の取扱手数料・未払利息（以下、「一部繰上返済資金等」といいます）をご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金口座（以下、「返済指定口座」といいます）から引落しのうえ、返済手続を行います。

④ （省略）

(4) （省略）

(5) 同時申込サービス

①、② （省略）

③ 同時申込手続

同時申込にあたっては、原契約にもとづき、契約者が当行からお借入れのローンの借入条件について、契約者が指定した変更依頼内容および当行の承認により、変更手続を行います。

同時申込による契約の変更については、原契約の定めにかかわらず、別途変更契約書等の締結は行いません。契約変更の効力は、当行において同時申込の手続きが完了した日に生じるものとします。また、変更内容・手続結果については、「状況照会」画面で確認するものとします。

当行は、前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合、原則として金利選択型ローンの金利変更日（金利変更日とは変動金利型を適用されている場合は約定返済日、固定金利選択型を適用されている場合は固定金利特約期間終了日となります。）に返済指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出なしに一部繰上返済資金等を返済指定口座から引落しのうえ、返済手続を行います。

④ （省略）

(6) 依頼内容の変更・取消

前記 5. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更、取消は原則できないものとします。ただし、当行所定の時間内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。

14. メッセージ・電子メール通知サービス

(省略)

出なしに一部繰上返済資金・所定の取扱手数料・未払利息（以下、「一部繰上返済資金等」といいます）をご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金口座（以下、「返済指定口座」といいます）から引落しのうえ、返済手続を行います。

④ 省略

(4) （省略）

(5) 同時申込サービス

①、② （省略）

③ 同時申込手続

同時申込にあたっては、原契約にもとづき、契約者が当行からお借入れのローンの借入条件について、契約者が指定した変更依頼内容および当行の承認により、変更手続を行います。

同時申込による契約の変更については、原契約の定めにかかわらず、別途変更契約書等の締結は行いません。契約変更の効力は、当行において同時申込の手続きが完了した日に生じるものとします。また、変更内容・手続結果については、「状況照会」画面で確認するものとします。

当行は、前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合、原則として金利選択型ローンの金利変更日（金利変更日とは変動金利型を適用されている場合は約定返済日、固定金利選択型を適用されている場合は固定金利特約期間終了日となります。）に返済指定口座の取引に関する諸規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出なしに一部繰上返済資金等を返済指定口座から引落しのうえ、返済手続を行います。

④ （省略）

(6) 依頼内容の変更・取消

前記 4. (2) により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更、取消は原則できないものとします。ただし、当行所定の時間内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。

13. メッセージ・電子メール通知サービス

(省略)

15. A T M取引限度額の引き下げサービス
(省略)

16. A T M取引の停止サービス
(省略)

17. <やまぎん> 電子交付サービス
(省略)

14. A T M取引限度額の引き下げサービス
(省略)

15. A T M取引の停止サービス
(省略)

16. <やまぎん> 電子交付サービス
(省略)

変更後	変更前
<p>18. パスワード等変更・再登録</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) パスワードおよび追加認証用質問の再登録 ログオンパスワードや追加認証用質問を失念、失効した場合、<u>当行ホームページ上から</u>パスワードの再登録 (即時扱い) ができます。なお、このサービスが利用できるのは、18 歳以上 75 歳未満の個人のお客さまで、ネットバンクにメールアドレスの登録があり、かつネットバンクの代表口座にキャッシュカード契約があるお客さまが対象となります。</p> <p>(注) 次に該当する場合は、本機能によるパスワードおよび追加認証用質問の再登録ができないため、当行本支店の窓口または当行ホームページ上にてパスワードの再登録手続き (予約扱い) が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用カードを紛失している場合 ・ キャッシュカードを紛失している場合 ・ ネットバンクに登録のメールアドレスが無効である場合 ・ キャッシュカードが暗証番号相違等で無効となっている場合 ・ Web 口振が入力相違により利用停止となっている場合 	<p>17. パスワード等変更・再登録</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) パスワードおよび追加認証用質問の再登録 ログオンパスワードや追加認証用質問を失念、失効した場合、ご利用カードの再発行をせずに、パスワードの再登録ができます。なお、このサービスが利用できるのは、18 歳以上 75 歳未満の個人のお客さまで、ネットバンクにメールアドレスの登録があり、かつネットバンクの代表口座にキャッシュカード契約があるお客さまが対象となります。</p> <p>(注) 次に該当する場合は、本機能によるパスワードおよび追加認証用質問の再登録ができないため、当行本支店の窓口にて、ご利用カードの再発行によるパスワードの再登録手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用カードを紛失している場合 ・ キャッシュカードを紛失している場合 ・ ネットバンクに登録のメールアドレスが無効である場合 ・ 確認パスワードを失効している場合 ・ キャッシュカードが暗証番号相違等で無効となっている場合 ・ Web 口振が入力相違により利用停止となっている場合
<p>19. サービスの追加 (省略)</p>	<p>18. サービスの追加 (省略)</p>
<p>20. 利用手数料 (省略)</p>	<p>19. 利用手数料 (省略)</p>
<p>21. 業務の実施、運営 (省略)</p>	<p>20. 業務の実施、運営 (省略)</p>
<p>22. 契約者情報の取扱いについて (省略)</p>	<p>21. 契約者情報の取扱いについて (省略)</p>

変更後	変更前
<p>23. 契約期間 (省略)</p> <p>24. 届出事項の変更 (省略)</p> <p>25. 免責条項</p> <p>(1) 通信手段の障害等 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。</p> <p>(2) 通信経路における取引情報の漏洩等 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) トークンアプリ(スマートフォン)の紛失・盗難等 <u>トークンアプリ(スマートフォン)の紛失・盗難・破損(スマートフォンの性能不良等に起因する故障も含みます)等が生じたときから、トークンアプリを再発行するまでの間、本サービスの利用ができないことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(4) 不正使用等 当行が本利用規定第3条および第4条により契約者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、パスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 印鑑照合 当行が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(6) リスクの承諾</p>	<p>22. 契約期間 (省略)</p> <p>23. 届出事項の変更 (省略)</p> <p>24. 免責条項</p> <p>(1) 通信手段の障害等 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。</p> <p>(2) 通信経路における取引情報の漏洩等 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) (新設)</p> <p>(3) 不正使用等 当行が本利用規定第3条および第4条により契約者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、パスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 印鑑照合 当行が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) リスクの承諾</p>

契約者は当行が提供するマニュアル、リーフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について理解し、リスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にもかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

26. 海外からの利用

(省略)

27. 解約

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) (省略)

(7) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。

- ① 相続の開始があったとき。
- ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、もしくはその他これらに類似する手続の申立があったとき。
- ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の住所が不明になったとき。
- ④ 当行に支払うべき利用手数料を延滞したとき。
- ⑤ 本利用規定に違反するなど、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

28. サービス内容・規定等の変更

(省略)

29. 規定の準用

(省略)

30. 反社会的勢力の排除

(省略)

契約者は当行が提供するマニュアル、リーフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について理解し、リスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にもかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

25. 海外からの利用

(省略)

26. 解約

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) (省略)

(7) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。

- ① 相続の開始があったとき。
- ② 支払の停止または破産の申立があったとき。
- ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の住所が不明になったとき。
- ④ 当行に支払うべき利用手数料を延滞したとき。
- ⑤ 本利用規定に違反するなど、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

27. サービス内容・規定等の変更

(省略)

28. 規定の準用

(省略)

29. 反社会的勢力の排除

(省略)

31. 禁止行為

(省略)

32. 準処法・合意管轄

(省略)

30. 禁止行為

(省略)

31. 準処法・合意管轄

(省略)

以上